

香港、日本あるいは他の
外国人でお亡くなりになつた
のか。により必要な書類は
異なります。本拠地を日本
とした場合には、日本の法
律も絡みます。私が依頼を
受けた場合は、香港の裁判
所で求められる内容と細か
な形式に基づいた日本法の
意見書を作成し、日本法の
弁護士に内容を確認しても
香港のプロベート裁判所
は、かなり形式に細かく、
担当者によっては毎回異なる
質問や補正が求められた
りします。香港にとつて外
国人である日本人の相続手
続に慣れていない弁護士
だと度々やり直しさせられ
ります。

C 「どう」でお亡くな
りになつたのか
こかは、仕事、居住実態、
家族などさまざまな要素から
検討する必要があります。

受贈者	国内に住所あり		国内に住所なし		日本国籍 なし
	一時居住者 (注1)	日本国籍あり	10年以内に 国内に住所あり	10年以内に 国内に住所なし	
贈与者					
国内に住所あり		※2		※2	※2
一時居住者 (注1)					
10年以内に国内に住所あり		※2		※2	※1 ※2
国内に 住所なし	一定の外国人 (注2)				
10年以内に 国内に住所なし					

上記表中、■の区分に該当する受贈者が贈与により取得した財産については、国内財産及び国外財産にかかわらず全て課税対象になります（ただし、上記の表の※1の区分に該当する受贈者が一定の場合に該当する場合（注3）は、国内財産のみが課税対象となります。）。

□の区分に該当する受贈者が贈与により取得した財産については、国内財産のみが課税対象になります。

（国税庁HPにより抜粋）

香港では、日本で相続税が発生します。被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10ヵ月以内に申告納税が義務付けられており、遅れる

と延滞税や加算税まで上乗です。全世界に資産がある資産の方は、相続税の計算のためにも各国の資産を確認する必要があります。銀行や証券会社は、守秘義務のため、名義人以外の例え相続人からの問い合わせであつてもなかなか答えてくれません。その場合は、香港の代理弁護士として香港の相続資産の調査や手続きに関してはお任せください。相続税に関しては、日本税理士中でも、海外相続の経験がある税理士に確認された方が良く、必要があれば紹介致します。



筆者紹介

ANDY CHENG 鄭國有
弁護士 中国委託公証人 アンディ・チエン法律事務所代表
米系法律事務所から独立し開業。企業向けの法律相談・契約書作成得意としている。香港大学法律学科卒業、慶應義塾大学へ留学後、在香港日本国総領事館勤務の経験もありジェトロ相談員も務めていた。日本語堪能
www.andysolicitor.com
info@andysolicitor.com

中小企業のための



香港での相続手続き②

B 本拠地(Domicile)

相続手続きを始める前に、故人の本拠地(Domicile)がどこかを考える必要があります。香港のように英米法の国では複数の国籍を持つ人が多く、故人のドミサイルがどう

その度に公証費用が発生してもおかしくありません。

日本人で死亡地が日本や香港以外の場合は、すべての場所が異なるために更に相続手続きが難しくなります。

D 相続税

2006年2月11日以降の死亡であれば香港の相続税は必要ありません。もちろん日本居住者や日本の財産（＊詳細は表を参照）

E 相続財産内容

故人が香港で所有していた預金、法人株式、証券、不動産など一切の資産は、死亡時点で何れも凍結され、香港裁判所でのプロ

ベート手続き完了後、遺産管理状命令書（Letter of administration）もしくは遺言の検認（Grant of probate）がなければ動かせません。こうした日本との違いを知らない日本人の相続人が、日本と同様に考えられ、遺産分割協議書を携えられて香港の銀行まで向かわれるケースがあるようです。しかしながら例え遺産分割協議書や戸籍謄本を翻訳して下さもこれらは認められず「香港法の弁護士を探して下さい」と言われてしまつのが現状です。香港では、日本人に限らず必ずプロベートの手続きを経たのちしか資産は動かせません。なお、亡くなられた後、法的な手

1回掲載します

このシリーズは2カ月に間がかかります。もし銀行の金庫も保有している場合は、政府の役人と弁護士立会の元、開きますので更に手間暇がかかります。この手間は、金庫の安全性と引き換えですでの仕方がないですね。（次回に続く）

こうして相続人から当事務所にご依頼を頂きます

事前に故人からどに資産と、香港にある資産と負債と、香港のため郵送が少なくなるつてると尚更気が付かないケースもあります。

しかし、そもそもどの金融機関にいくらあるのかがはつきりしないというケースも少なくありません。最近は、工口のために郵送が少なくては確定させます。

銀行にいるから資産や負債があるか聞いていたり、そもそもどの金融機関がはつきりしないといふ